

岐阜県公報

号外 (九) 平成三十年四月一日

目 次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

九 八 六 六 一 ページ

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣瀬英二

岐阜県人事委員会規則第九号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

「県民文化局長」

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「子ども・女性局長」を「局長」に改め、同都市公園整備局長

項本庁次長の欄中「観光国際局長」を削り、「出納事務局長」を「出納事務局長」

「岐阜地域危機管理監

事務局長」に、「岐阜地域危機管理監」を「東京オリンピック・パラリンピック県産品東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監」

活用促進総括監に、「農林事務所長（岐阜農林事務所長、西濃農林事務所長及び恵那農販売対策総括監」

序次長の欄を次のように改める。

<p>別表行政職の表警察本部長の項本庁課長の欄中「警察車両整備センター所長」を削り 同項課長補佐の欄中「師範」を「師範」</p> <p>警察車両整備センター所長」に改め、「監査指導監」を</p> <p>「小隊長」</p> <p>「課長代理」</p> <p>「交番所長」</p> <p>「交通捜査指導官」</p> <p>「生活安全専門職」</p> <p>「飛騨牛銘柄」</p>
<p>別表医療職(一)の表知事の項主任医長の欄中「岐阜保健所副所長」を削り、別表医療職(一)の表知事の項部長の欄中「食肉衛生検査所食肉検査監」を「中央食肉衛生検査所食肉検査監」に改め、「中濃家畜保健衛生所保健衛生課長」を「中濃家畜保健衛生所保健衛生課長」に改め、別表医療職(二)の表知事の項看護部長の欄中「希望が丘こども医療福祉センター看護指導監長」に改め、「希望が丘こども医療福祉センター看護指導監長」を「希望が丘こども医療福祉センター課長」に改める。</p>
<p>別表医療職(二)の表知事の項看護部長の欄中「希望が丘こども医療福祉センター看護指導監長」に改め、「希望が丘こども医療福祉センター課長」に、「精神保健福祉セントラル保健福祉課長」に改める。</p>
<p>別表医療職(三)の表知事の項看護部長の欄中「希望が丘こども医療福祉センター看護指導監長」に、「精神保健福祉セントラル保健福祉課長」に改める。</p>

附則

岐阜県人事委員会規則第十号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県人事委員会
委員長 廣瀬英一

削り、別表公安職の表警察本部長の項係長の欄中「総括係長」及び交番所長を削り、同項主任の欄中「分隊長」を削り、同項巡査の欄中「隊員」を削り、生活安全専門職」を削り、同項研究機関の長の欄中「試験研究機関の長」を削り、別表研究職の表知事の項試験研究機関の長の欄中「試験研究機関の長」を飛弾半名内

を削り、同項主任の欄中「分隊長」を削り、同項巡査の欄中「隊員」を削り、別表研究職の表知事の項試験研究機関の長の欄中「試験研究機関の長」を「試験研究機関の長」に改め、同表警察本部長の項試験研究機関の長の欄を次のように改める。
飛驒牛銘柄
関の長
推進監

管理監

岐阜県人事委員会規則第六号の一部を次のように改正する。
第二十六条の前の見出しを「届出等」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「かかる」を「係る」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第二十六条の四とし、第三章第二節中同条の前に次の三条を加える。
(行政職給料表の九級の職員に相当する職員)

(行政職給料表の九級の職員に相当する職員)
第二十六条 条例第十一條第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもののうち、第二十四条第二項に規定する管理職手当の区分が一種であり、かつ、第五十二条の三第三項に規定する加算割合が百分の二十であるものとする。

第二十六条の二 条例第十一項第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

する手当の支給の基礎となつてゐる者

二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(行政職給料表の八級の職員に相当する職員)

第二十六条の三 条例第十一条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの

二 教育職給料表(四)の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもののうち、第五十二条の三第三項に規定する加算割合が百分の二十であるもの(第二十六条に規定する職員を除く。)

第三十四条第二項第五号中「五千四百円」を「六千七百円」に改める。

第三十七条第四項中「ものとは」を「業務は」に、「応じて」を「応じ、」に改め、同項の表小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 特別支援教育コーディネーター(六学級未満の学校に置かれるものを除く。以下この表において同じ。)

第三十七条第四項の表中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 特別支援教育コーディネーター

第三十七条第四項の表高等学校の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 特別支援教育コーディネーター

第三十七条第四項の表特別支援学校の項に次の一号を加える。

七 特別支援教育コーディネーター

第三十七条第四項の表備考中「第十八条」の下に「第十八条の二」を加え、「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第五十七条の五第一号の中「百分の百九十」を「百分の百八十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十」に改め、同号口中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

付則第十項第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、同項第四号及

び第五号を削る。

付則第十一項第四号及び第五号を削る。

付則第十二項第二号中「新事務棟内及び新事務本館」を「その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設(人事委員会が定める施設を除く。)」に改め、同項第七号から第十号までを削る。

(平成三十年改正条例附則第二項から第四項までの規定が適用される間の読み替え)
付則第十三項中「第五号、第七号又は第九号に規定する」を「又は第五号に掲げる」に改め、付則に次の二項を加える。

14 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、第二十六条の四第一項及び第二十九条の二の五第二号中「条例第十二条第一項」とあるのは、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第八号)附則第二項から第四項までの規定により読み替えられた条例第十二条第一項」とする。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

15 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第八号)附則第四項の規定により読み替えられた条例第十二条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの

二 教育職給料表(四)の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

第五十二条の三第三項に規定する加算割合が百分の二十であるもの

別表第一の三知事の部本庁の項中「県民文化局長」を削り、「子ども・女性局長、観光国際局長、都市公園整備局長」を「局長」に改め、「出納事務局長」の下に「ねんりんピック推進事務局長」を、「岐阜地域危機管理監」の下に「東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監」を加え、「センター長、家畜防疫専門監」を「女性の活躍支援センター長、岐阜県保育士・保育所支援センター長」に改め、「管理調整監」の下に「ねんりんピック推進事務局次長」を加え、「財務管理監」を削り、「改革推進監、審理監」を「文書管理監、審理監、改革推進監」に改め、「県有施設管理監」を削り、「イベント・コンベンション企画監」を「岐阜地域連携監」に改め、「レクリエーション・健康づくり推進監」を削り、「アスリート支援企画監」の下に「レクリエーション・健康づくり

<p>所長 食肉検査監</p>
<p>改め、同部発達障害者支援センターの項中 「総務課長」 を「課長」 に改め、同部子どもも相談センターの項中</p>
<p>「事務局長、研究科長」 を「研究科長、事務局長」 に改め、同部旅券センターの項中</p>
<p>「中央子どもも相談センター」 を「中央子どもも相談センター」 に改め、同部情報科学芸術大学院</p>

改め、同部農林事務所の項中「課長、技術連携調整監」を「技術連携調整監、課長」に改め、同部家畜保健衛生所の項中「中濃家畜保健衛生所」の下に「及び東濃家畜保健衛生所」を加え、同部土木事務所の項中「副所長を除く。」の下に「、道路課長（多治見土木事務所の道路課長を除く。）」を加え、「道路維持課長（美濃土木事務所、郡上土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路維持課長に限る。）を除く。」、指導検査監、技術連携調整監」を「道路課長（多治見土木事務所の道路課長を除く。）を除く。」、指導検査監、技術連携調整監、道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所及び高山水土木事務所の道路調整監に限る。）」に改め、同表教育委員会の部事務局の項中「勤務環境改革監」を「管理指導監、地域管理監」に改める。

附 見

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県人事委員会
委員長 廣瀬英二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「出納事務局長」の下に「ねんりんピック推進事務局長」を、「岐阜地域危機管理監」の下に「東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監」を加え、「セントラル畜防衛センター長、岐阜県保育士・保育所支援センターラン」に改め、「管理調整監」の下に「ねんりんピック推進事務局次長」を加え、「財務管理監」を削り、「改革推進監、審理監」を「文書管理監、審理監、改革推進監」に改め、「県有施設管理監」を削り、「イベント・コンベンション企画監」を「岐阜地域連携監」に改め、「レクリエーション・健康づくり推進監」を削り、「アスリート支援企画監」の下に「レクリエーション・健康づくり推進監」を、「危機管理企画監」の下に「防災情報管理監」を加え、「自然環境対策監」を「生物多様性企画監」に改め、「環境安全推進企画監」の下に「消費生活対策監」を、「医療対策監」の下に「国保制度対策監」を加え、「感染症対策監」を、「保健企画監、障害福祉基盤整備企画監」を、「岐阜県保育士・保育所支援センターラン」に改め、「経営支援対策監」の下に「人材育成企画監」を加え、「施設整備企画監、社会参加推進企画監」に、「副センター長」を「女性の活躍支援センター副センター長」に改め、「少子化対策企画監」の下に「岐阜県保育士・保育所支援センターラン」を、「飛騨牛銘柄推進監」を削り、「流域下水道経営企画監」の下に「宅地建物取引業対策監」を加え、「徳山ダム対策監」を

「ぎふ建築担い手育成支援センター長、県営住宅管理監」に、「行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）」を「法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任」に改め、同表県事務所の項中「副所長」の下に「地域連携監」を加え、「(揖斐県事務所及び恵那県事務所の出納課長を除く。)」を削り、同表保健所の項中「副所長」を削り、同表子ども相談センターの項中「所長」の下に「副所長」を加え、「飛騨子ども相談センター」を「中央子ども相談センター」に改め、同表家畜保健衛生所の項中「中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。」を「飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。」に改め、同表土木事務所の項中「道路維持課長（美濃土木事務所、郡上土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路維持課長に限る。）を除く。」、指導検査監、技術連携調整監」を「、指導検査監、技術連携調整監、道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所及び高山土木事務所に限る。）」に改め、同表試験研究機関の項中「所長」の下に「飛騨牛銘柄推進監」を加え、同表発達障害者支援センターの項中「総務課長」を「課長」に改め、同表情報科学芸術大学院大学の項中「事務局長、研究科長」を「研究科長、事務局長」に改め、同表旅券センターの項中「所長」の下に「副所長」を加える。

別表第三事務局の部本庁の項中「勤務環境改革監」を「管理指導監、地域管理監」に、「企画免許係長」を「管理免許係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣瀬英二

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監」に改め、「インバウンド推進監」の下に「多文化共生推進監」を加え、「飛騨牛銘柄推進監」を削り、「流域下水道経営企画監」の下に「宅地建物取引業対策監」を加え、「徳山ダム対策監」を

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

県幹策」→「在職中「職務の級」や「職務の級及び職務」」の名を、匡根辰事の姫本氏の
保育士・保育所支援センター長、「女性の活躍支援センター長、岐阜県
推進事務局次長」→「、「財務管理監」」や「改革推進監、審理監」や「管理調整監」や「管理調整監、ねんりんピック
監理監、審理監、改革推進監」→「、「具有施設管理監」」や「イベント・コンペ
ンション企画監」や「岐阜地域連携監」→「、「レクリエーション・健康づくり推進監、
競技力向上対策監、アスリート支援企画監、危機管理企画監」」や「競技力向上対策監、
アスリート支援企画監、レクリエーション・健康づくり推進監、危機管理企画監、防災
情報管理監」→「、「自然環境対策監」」や「生物多様性企画監」」→「、「環境安全推進企画
監」」や「環境安全推進企画監、消費生活対策監」」→「、「医療対策監」」や「医療対策監、
国保制度対策監」→「、「感染症対策監、保健企画監、障害福祉基盤整備企画監」」や「感
染症・疾病対策監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、介護事業者指導監、社会參
加推進企画監」→「、「副センター長、少子化対策企画監」」や「女性の活躍支援センター
副センター長、少子化対策企画監、岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長」
→「、「経営支援対策監」」や「経営支援対策監、人材育成企画監」」→「、「施設整備企画監、
土産物開発監、海外展開推進監、インバウンド推進監」」や「成長産業企画監、航空宇宙
産業連携監、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監、インバウンド
推進監、多文化共生推進監」→「、「飛驒牛酪柄推進監」」や「流域下水道經營
企画監」→「、「流域下水道經營企画監、宅地建物取引業対策監」」→「、「徳山ダム対策監」」
や「、「ぎふ建築担い手育成支援センター長、県営住宅管理監」」→「、「匡根辰の姫本
「観光国際局長、副局長、出納事務局長」」や「副局長、出納事務局長、ねんりんピック
推進事務局長」」→「、「岐阜地域危機管理監」」や「岐阜地域危機管理監、東京オリンピッ
ク・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物
販売対策総括監」」など、匡根辰の姫本、「、「県民文化局長、子ども・女性局長又は都
市公園整備局長」」や「、「又は局長」」→「、「匡根辰の姫本」「、「課長（揖斐県
事務所及び恵那県事務所の出納課長に限る。）の職務」」や「、「匡根辰の姫本」「、「副所
長」」」

阜 縣 公 報

平成30年4月1日

(7)

「ぎふ建築担い手育成支援センター長、県営住宅管理監」 に詔々、回復八級の団体
「観光国際局長、副局長、出納事務局長」 に副局長、出納事務局長、ねんりんピック
推進事務局長」 に「岐阜地域危機管理監」 に「岐阜地域危機管理監、東京オリンピック
ク・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物
販売対策総括監」 に詔々、匠研九級の団体、「県民文化局長、子ども・女性局長又は都
市公園整備局長」 に「又は局長」 に詔々、匠研九級の団体「課長（揖斐県
事務所及び恵那県事務所の出納課長に限る。）の職務」 に詔々、回復六級の団体「副所長

「推進事務局次長」の名と、「財務管理監」、「改革推進監」、「審理監」、「文書管理監」、「審理監」、「改革推進監」の名と、「具有施設管理監」の名と、「イベント・コンベーション企画監」や「岐阜地域連携監」の名と、「レクリエーション・健康づくり推進監」、「競技力向上対策監」、「アスリート支援企画監」、「危機管理企画監」や「競技力向上対策監」、「アスリート支援企画監」、「レクリエーション・健康づくり推進監」、「危機管理企画監」、「防災

別表第一への表中「職務の級」や「職務の級及び職務」に古く、同表知事の鈴木市長の
頃六級の廳主「センター長、家畜防疫専門監」や「女性の活躍支援センター長、岐阜県
保育士・保育所支援センター長」と「管理調整監」や「管理調整監、ねんりんピック

長」を「副所長、地域連携監」に改め、「(揖斐県事務所及び恵那県事務所の出納課長を除く。)」を追加し、回部発達障害者支援センターの項五級の欄に「発達障害支援課長の職務」を記載し、回部六級の欄に「総務課長」を「課長」と改め、回部十級の欄に「総務課長」を「課長」と改め、「飛驒子ども相談センター」を「中央子ども相談センター」と改め、「同頃六級の墨田」「所長」を「所長、副所長」とし、「飛驒子ども相談センター」を「中央子ども相談センター」と改め、「中央

子ども相談センター」に名を、回話旅券やハッタの壇木級の壇子「所長」も「所長又は副所長」に名を、回話農林事務所の壇木級の壇子「及び恵那農林事務所」も、「可茂農林事務所及び恵那農林事務所の所長」ビ、「課長又は技術連携調整監」も「技術連携調整監又は課長」に名を、回話ハ級の壇子「西濃農林事務所」も「西濃農林事務所、可茂農林事務所」に名を、回話土木事務所の壇木級の壇子「課長（美濃土木事務所、郡上土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路維持課長に限る。）」も「道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監を除く。）」に名を、回話木級の壇子「（美濃土木事務所、郡上土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、揖斐土木事務所及び古川土木事務所の道路維持課長を除く。）、指導検査監又は技術連携調整監」も、「指導検査監、技術連携調整監又は道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。）」に名を、回話東海螺共通事務所の壇木級の壇をふのものに名を。

所長の職務

困難な業務を行う所長の職務

別表第一の表知事の部東海環状自動車道事務所の項八級の欄中「所長の職務」を削り、同部長良川上流河川開発工事務所の項四級の欄を次のように改める。

課長の職務

別表第一イの表知事の部長良川上流河川開発工事事務所の項五級の欄中「課長」を

「困難な業務を行う課長」に改め、匡郷町上流開発工事事務所の項中「宮川上流開発工事事務所」や「宮川上流河川開発工事事務所」に改め、同表教育委員会の部事務局の項六級の欄中「勤務環境改革監」や「管理指導監、地域管理監」に改め、同表人事委員会の部事務局の項八級の欄中「事務局長の職務」を削り、同項九級の欄を次のように改める。

事務局長の職務

別表第一イの表警察本部長の部警察本部の項四級の欄中、「師範又は監査指導監」を「又は師範」に改め、同項五級の欄中「主席師範」を「主席師範、警察車両整備センター所長」に、「師範若しくは監査指導監」を「若しくは師範」に改め、匡郷六級の欄中、「警察車両整備センター所長」を削る。

別表第一ロの表中「職務の級」や「職務の級及び職務」に改め、同表警察本部長の部共通の項を削り、同部警察本部の項三級の欄中「分隊長の職務」を削り、同項四級の欄中「小隊長又は困難な業務を行う分隊長の職務」を削り、同項五級の欄中「小隊長若しくは」を削り、同部警務署の項三級の欄中「又は生活安全専門職」を削り、同項四級の欄中「、課長代理、交番所長、交通検査指導官又は困難な業務を行う生活安全専門職」を削り、同項五級の欄中「、課長代理、交番所長若しくは交通検査指導官」を削る。

別表第一ヘの表から他の表あとの規定中「職務の級」や「職務の級及び職務」に改める。

別表第一イの表中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改め、同表知事の部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項目級の欄中「食品安全検査センター長」を「飛驒牛銘柄推進監、食品安全検査センター長」に改め、同表警察本部長の部警察本部の項四級の欄中「困難」や「管理監又は困難」に改める。

別表第一トの表中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改め、同表知事の部保健所の項四級の欄中「副所長又は」を削る。

別表第一チの表中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改め、同表知事の部家畜保健衛生所の項五級の欄中「中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く」を「飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る」を「飛驒家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く」に改め、同項七級の欄中「中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く」を改め、同項九級の欄を次のように改める。

「畜保健衛生所の保健衛生課長に限る」や「飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く」に改める。

別表第一リの表中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改める。

畜保健衛生所の保健衛生課長に限る」や「飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く」に改める。

別表第一リの表中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 幹瀬英一

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表条例第一条第一項第一号に該当する公益的法人等の項中「公益財団法人岐阜県浄水事業公社」を「公益財団法人岐阜県浄水事業公社」と改め、同表条例第二条第一項第一号に該当する公益的法人等の項中「公立大学法人岐阜県立看護大学」を「公立大学法人岐阜県立看護大学」を社会医療法人厚生会に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を

に公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第二十八項を第二十九項とし、第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、第二十三項の次に次の一項を加える。

（平成三十一年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

24 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、平成三十一年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成三十一年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成三十年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成三十年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）にあつては、三号給以上」とあるのは「職員にあつては、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあつては、二号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあつては、一号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成三十年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成三十一年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるいは「第二十四項」と読み替えるものとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県人事委員会
委員長 廣瀬英二

平成三十年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社